

建設業許可申請の提出は、できれば、 クリップ留め提出をお願いします。

建設業法の改正により、平成27年4月1日より、閲覧対象書類が以下のとおりに変更されました。

これにともない当課では、受付した許可申請書・変更届出書について、ホッチキス留めなどを外し、閲覧対象と対象外の2冊に編てつする作業を行います。

つきましては、編てつ作業を容易にするため、許可申請書・変更届出書について、クリップ留め提出にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(参考) 閲覧制度の改正 (資料出所：兵庫県ホームページより)

(2) 兵庫県知事許可業者に係る建設業許可申請書類の閲覧

改正法により個人情報を含む書類が閲覧対象外とされたことから、平成27年4月1日以降に受付した建設業許可申請書類について、閲覧対象となる書類が下表のとおりとなります。

なお、平成27年3月31日までに受付済の建設業許可申請書類については、「従前の例による」とされているため、平成27年4月1日以降も引き続き閲覧対象書類に変更はありません。

【H27年3月31日受付済分】	【H27年4月1日以降受付分】	
<ul style="list-style-type: none"> ・建設業許可申請書 ・決算変更届 ・各種変更届 <p>※「身分証明書」、「登記されていないことの証明書」を除く。</p>	建設業許可申請書、決算変更届、各種変更届のうち、下記様式等に限り閲覧対象となる。	
	様式第1号	建設業許可申請書(別紙1~4含む)
	様式第2号	工事経歴書
	様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額
	様式第4号	使用人数
	様式第6号	誓約書
	様式第11号	令3条に規定する使用人一覧表
	第15号~第17号の3	財務諸表(法人)
	第18号・第19号	財務諸表(個人)
	様式第20号	営業の沿革
	様式第20号の2	所属団体一覧
	様式第20号の3	健康保険等の加入状況
	様式第20号の4	主要取引金融機関
様式第22号の2	変更届出書	
—	定款	
<p>【閲覧対象外の主な書類】</p> <p>身分証明書、登記されていないことの証明書、経営業務管理責任者証明書、専任技術者証明書、(指導監督的)実務経験証明書、国家資格者等・監理技術者一覧、株主調書、合格等証明書、卒業証明書、監理技術者資格者証、調書・略歴書、納税証明書、登記事項証明書(商業登記)、届出書、事業報告書</p>		